

第2期栃木県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域（以下、本地域という。）

設定する区域は、令和5年9月1日現在における次の14市11町の行政区域とする。

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

なお、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は促進区域から除くものとする。

概ねの面積は640,203ヘクタール程度（県全域面積から上記自然環境保全地域、生息地等保護区を除く）である。

また、本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物の生息地（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然公園法に規定する国定公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

【促進区域図は別紙のとおり】

（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

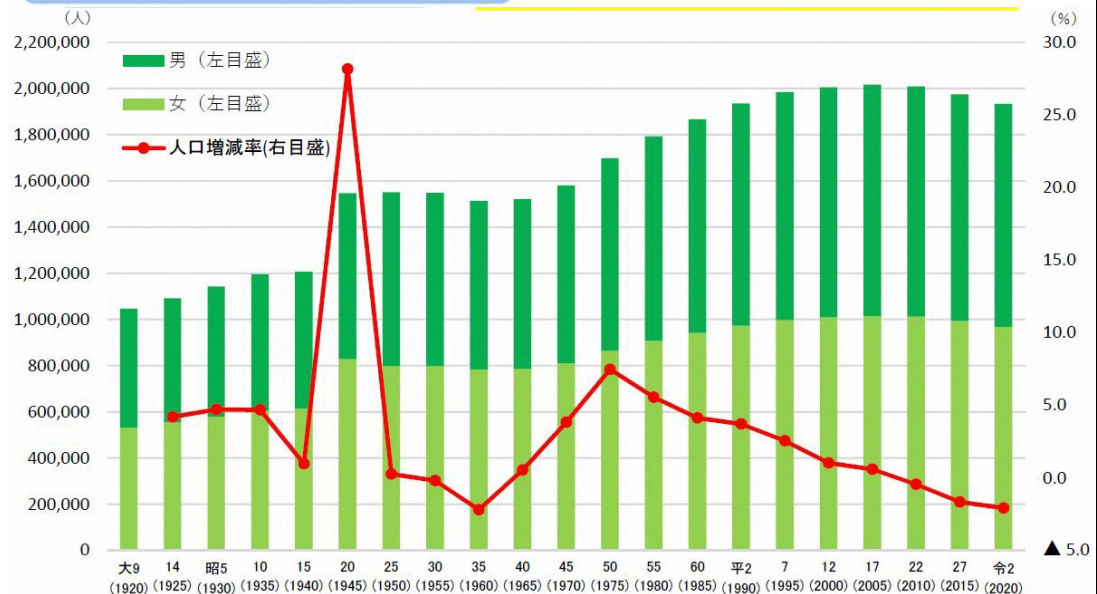
本地域は、県都宇都宮市をほぼ中心として南北100km、東西60kmの範囲にあり、日光那須地域を源とする河川により形成された平野に位置する。また、県土の南北を東北縦貫自動車道及び東北新幹線が貫き、東西には北関東自動車道が横断する等、道路、鉄道の各交通網が整備されており、本地域内の拠点都市間移動の利便性が高い地域である。

令和2年の国勢調査における本県の人口は約193万人であり、前回の平成27年調査と比較して約4万1千人の減少となった。

平成12年調査で初めて200万人に到達し、それ以降も平成17年調査、平成22年調査と3回連続で200万人以上を記録していたが、平成27年調査から2回連続で200万人を下回っている。

本県内では、ほぼ中央の人口51万人余の宇都宮市を核として、県北地域には人口約11万人の那須塩原市、県南地域には人口約16万人の小山市及び人口約15万人の栃木市、両毛地域には人口約14万人の足利市及び人口約11万人の佐野市など、人口集積地が県内広くに分布している。

栃木県の人口推移



※昭和20(1945)年は、11月1日現在で国が実施した人口調査の結果を示している。(国勢調査未実施のため)

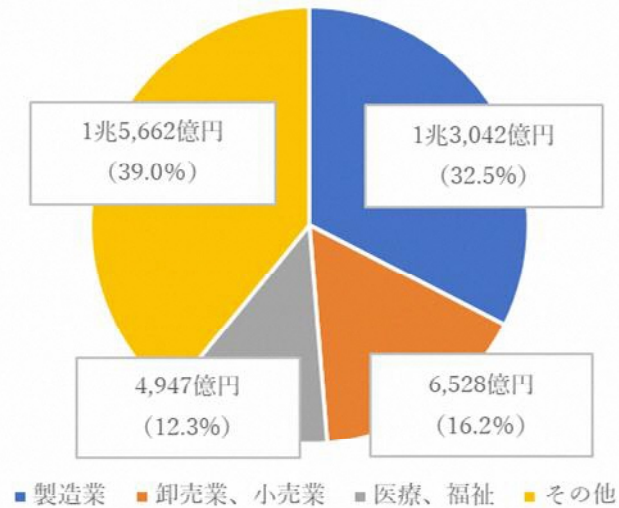
出典：栃木県国勢調査100年のあゆみ

地域の特色としていちごや二条大麦をはじめとする農産物の全国有数の産地であること、良質で豊富な水資源にも恵まれていること等の強みがあり、食品や飲料関連企業の立地にも繋がっている。

本地域における産業集積の状況は、自動車・航空宇宙関連産業、医療機器・医薬品関連産業、光産業、環境・新エネルギー関連産業、食品及びその関連産業はいずれも最終製品製造会社、部品会社及び素材産業が本地域内に広範囲に立地すると共に、その取引関係や物流をみると、地域全体が一体となった集積区域となっている。工作機械・産業用ロボット、半導体、航空機部品、蓄電池等、経済安全保障に関する施策の中で国が定める、いわゆる特定重要物資に関連する企業についても一定程度集積している。

本県の産業大分類別に純付加価値額をみると、「製造業」が1兆3,042億円（全産業の32.5%）と最も多く、「卸売業、小売業」が6,528億円（同16.2%）、「医療、福祉」が4,947億円（同12.3%）などとなっており、上位3産業で全産業の6割（61.0%）を占めている。（令和3年経済センサス-活動調査）

栃木県の産業大分類別純付加価値額

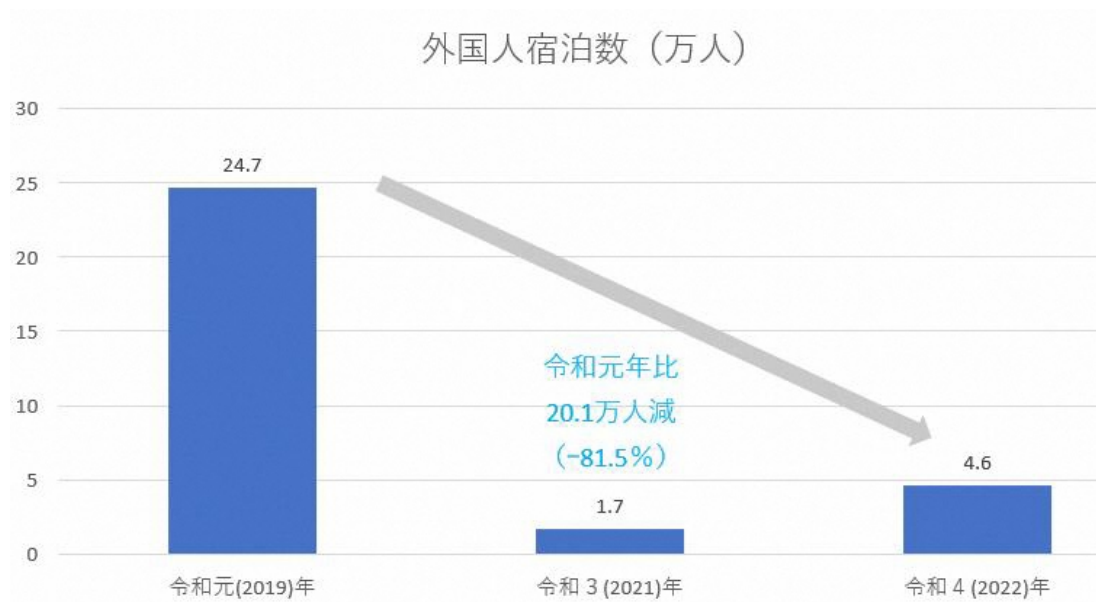
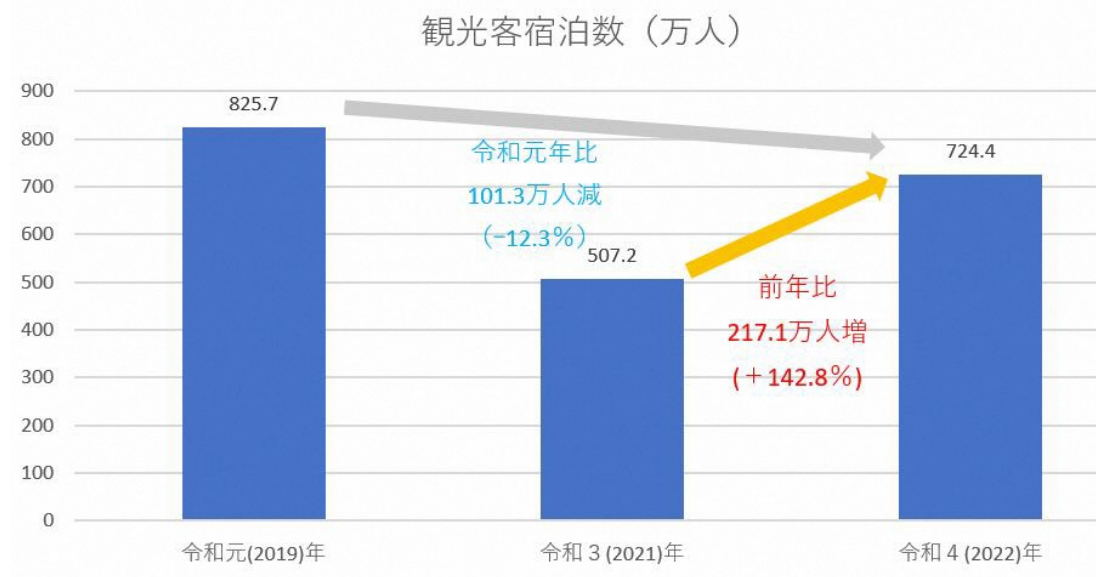


出典：令和3年経済センサス-活動調査

また、高い技術力を持つ優れた中小企業や国内で高い評価を得ている県産品・県産農産物等が数多くあることから、ジェトロ共同事務所の形態で運営している栃木県香港事務所やジェトロ栃木貿易情報センターとの連携を図りながら、県内企業の海外展開を積極的に支援している。

さらに、本県では、企業のデジタル化やDXを促進するため、「とちぎビジネスAIセンター」を設置しているほか、地域ソフトウェアセンターである(株)システムソリューションセンターとちぎ、一般社団法人栃木県情報サービス産業協会、県内18の高等教育機関で構成する大学コンソーシアムとちぎ等、IoT等の地域展開を支援する体制が整っている。

令和4（2022）年の観光客宿泊数は、約724.4万人で、前年と比較して217.1万人の増（+142.8%）となった。また、令和元（2019）年と比較すると101.3万人の減（-12.3%）、うち外国人宿泊数は、約4.6万人で、コロナ禍からの回復途上にあるものの、令和元（2019）年と比較して、20.1万人の減（-81.5%）であった。（令和4（2022）年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査）



出典：令和 4（2022）年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県では、中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、県民と共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度に県が取り組む施策の進め方等を示す県政の基本指針である「栃木県重点戦略とちぎ未来創造プラン（以下「プラン」という。）」、人口減少問題の克服と将来にわたる地域の活動の維持を目指す、栃木県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略 とちぎ創生15戦略（第2期）（以下「15戦略」という。）」を策定した。これらを踏まえ、本県産業（第1次産業を除く）の10年後のあるべき姿を見据えながら、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5カ年間を計画期間とする、本県の産業振興施策の基本指針である「新とちぎ産業成長戦略（以下「成長戦略」という。）」を策定し、6つの重点プロジェクトと2つの基盤施策に取り組み、次の6つの将来像の実現を目指す。

- ① Society5.0時代に向け、あらゆる産業において未来技術の活用等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）やSDGsの取組が進むことにより、次の時代の成長を担う“次世代産業”が創出され、本県産業が持続的に発展している。
- ② ものづくり産業やサービス産業など多様な産業の成長や、中小企業・小規模事業者の活性化などにより本県産業がバランスよく発展し、創出された付加価値が更なる付加価値を生み出す好循環が進展している。
- ③ 東京圏との近接性や充実した高速交通ネットワーク、大規模な自然災害リスクの少なさなど本県の優れた立地環境の魅力が国内外に浸透し、企業の拠点拡大やリスク分散の動きの中で、“とちぎ”が選ばれ続けている。
- ④ 成長する海外市場に挑戦する企業が増加するとともに、インバウンド需要の取り込みが進展し、「海外から稼ぐ」流れが加速している。
- ⑤ 優れた観光資源の掘り起こし・磨き上げにより、本県の魅力が向上し、国内外から多くの観光客が訪れ、賑わいで溢れている。
- ⑥ 個人の希望や企業の人材ニーズに即した雇用の実現や時代の変化に対応できる人材の育成により、多様な人材が本県産業の成長を支えている。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	3,774百万円	7,994百万円	111.8%

地域特性	平均付加価値増加額	事業件数	合計付加価値増加額
①成長ものづくり分野	7,706万円	30件	2,311百万円
②食品関連産業分野	17,187万円	5件	859百万円
③デジタル化・DX推進関連分野	5,281万円	3件	158百万円
④海外販路開拓分野	5,281万円	5件	264百万円
⑤物流関連分野	9,139万円	4件	365百万円
⑥観光分野	5,281万円	3件	158百万円
⑦特定重要物資関連分野	5,281万円	2件	105百万円
合 計		52件	4,220百万円

(算定根拠)

分野ごとに、1事業者あたりの平均付加価値増加額に想定される事業件数を乗じて得た合計付加価値増加額を目標とする。

なお、平均付加価値増加額については、前計画期間において一定程度実績が蓄積されている分野（①成長ものづくり分野）については実績の平均から設定し、それ以外の分野のうち、業種の特定が可能な分野については令和3年経済センサス-活動調査の結果から対応した業種の1事業所あたり純付加価値額を、地域特性上業種の特定が困難な分野については、令和3年経済センサス-活動調査の結果から全業種平均の1事業所あたり純付加価値額を設定した。

事業件数については、現計画の策定から5年間（令和4年度末まで）に承認した地域経済牽引事業の件数を参考に、新たな地域特性において想定される事業の件数を設定した。

また、現状の付加価値創出額についても同様に、1事業者当たりの平均付加価値増加額に事業件数を乗じて得た合計付加価値増加額を積み上げる方法により推計した。

なお、平均付加価値増加額については、前計画期間において一定程度実績が蓄積されている分野（①成長ものづくり分野）については実績の平均から設定し、それ以外の分野のうち、業種の特定が可能な分野については令和3年経済センサス-活動調査の結果から対応した業種の1事業所あたり純付加価値額を、地域特性上業種の特定が困難な分野については、全業種平均の1事業所あたり純付加価値額を設定した。

事業件数については、現計画の制定から令和4年度末までに承認した地域経済牽引事業の件数を使用した。

また、成長戦略に掲げる成果指標をKPIとして設定し、一体となり計画的かつ効果的な施策展開を目指す(任意記載のKPIについては次期成長戦略策定後、見直し予定)。

【任意記載のK P I：成長戦略 成果指標】

No.	指標の項目	現況（基準値）	目標値
1	戦略3産業の製造品出荷額等	13,802 億円 (R3年)	19,915 億円 (R6年)
2	食料品製造業の製造品出荷額等	6,583 億円 (R元年)	6,918 億円 (R6年)
3	A I 又は I o Tを導入する事業所の割合	2.9% (R元年)	30.0% (R7年)
4	海外取引（輸出または輸入）を行う県内企業数	282 社 (H30年)	325 社 (R6年)
5	企業立地件数 （製造業等の工場又は研究所を建設する目的で、 1,000 m ² 以上の用地を取得(借地を含む)したもの)	185 件 (H26-H30年 の累計)	190 件 (R3-R7年 の累計)
6	観光客宿泊数	826 万人 (R元年)	863 万人 (R7年)
7	外国人宿泊数	24.7 万人 (R元年)	27.4 万人 (R7年)
8	観光消費額	7,054 億円 (R元年)	7,087 億円 (R7年)

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは次の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,281万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額（令和３年経済センサス-活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で５％以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で５％以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で５％以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で５％以上増加すること。

なお、上記（２）（３）については、地域経済牽引事業の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は以下及び地図上の位置の区域とする。

【重点促進区域１（佐野市）】

植下町字笠内町の一部、植下町字塩辛町、植下町字間之田町の一部

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は73.2ヘクタール程度である。

本区域は、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから3.2キロ、地区南側に国道50号が通り、北側は県道佐野環状線、東側は市道１級１号線に隣接する等、良好なアクセス性を有している。

本区域は、ほぼ全域となる65.1ヘクタール程度が農用地区域となり、また、市街化調整区域であるため、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、佐野市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

国土利用計画佐野市計画における記載：工業用地については、北関東自動車道沿線、国道50号沿線等を活用して、工業、農業、観光など産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和を図りながら、適正な土地利用を推進するとされている。

佐野市都市計画マスタープランにおける記載：土地利用転換検討エリアとして指定されており、国道50号沿線においては、農業との調整を図りながら、地域振興に資する土地利用の転換を目指すとしてされている。

佐野農業振興地域整備計画書における記載：国道50号や293号をはじめとする道路網の整備に加え、北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジが開設され、それに伴う周辺産業団地の開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待され、併せて雇用の創出も期待されている。また、佐野市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向が高くなっている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策の中で、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会を形成し、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとされている。

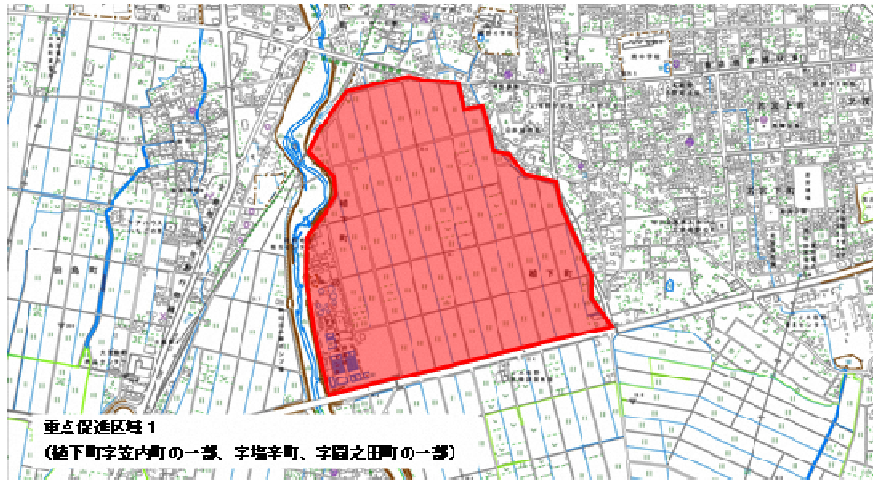
佐野市産業振興基本計画における記載：東北自動車道や北関東自動車道、国道50号などの交通優位性を活かし、地域活力の更なる向上を図るため、「土地利用転換検討エリア」「土地利用調整エリア」内において周辺環境に配慮した土地利用の見直しによる、新たな産業用地創出に向けた開発候補地の検討を進めるとされており、また、民間活力の導入も視野に入れ、民間ノウハウを活用した整備方法についても検討を進めるとされている。

また、高速交通網の利便性や「佐野インランドポート」を有する強みを活用した総合物流拠点としての企業誘致に並行し、豊富な水資源、農地や森林、農林産物を活かせる「食品・

環境・エネルギー」関連の新たな事業者の誘致や、栃木県の「戦略3産業」（自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業）及び「未来3技術」（AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術）の誘致等も視野に、企業誘致に取り組むとされている。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

（地図）重点促進区域1



【重点促進区域2（足利市）】

南大町字南前の一部、南大町字宮前の一部、里矢場町字温井、里矢場町字鹿島、里矢場町字天神の一部、里矢場町字駒形の一部

（概況及び公共施設等の整備状況）

区域面積は約31ヘクタールである。

本区域は、北関東自動車道太田桐生インターチェンジから3.0キロ、地区の北側に国道50号が通っている等、良好な交通アクセスの利便性を有している。本区域のうち、東武鉄道伊勢崎線より東側の区域となる約19ヘクタール程度が農用地区域となり、また、市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」においては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、足利市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

第8次足利市総合計画（基本構想）における記載：工業においては、新たな産業団地の開発を進めるとともに、工業系空き用地も含め、産業構造の変化に対応した成長産業や次世代産業などの企業誘致を目指す。

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4年度～令和7年度）における記載：重点プログラム（活力みなぎる産業力向上プロジェクト）に位置付け、産業力向上のため、産業団地の開発及び企業の誘致を進めるとともに、足利で夢を叶える創業支援や多様な

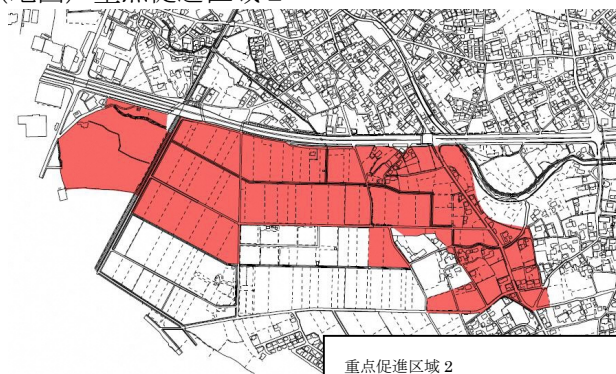
働き方の促進、農林業の新たな担い手確保、先端技術の導入支援など、活力みなぎるまちをつくる。具体的な取り組みとして、あがた駅北産業団地の造成を進めるとともに、新たな産業系用地の開発に取り組み、また関係機関と連携し、民間未利用地を活用して市内外から企業の誘致を推進する。

足利市都市計画マスタープランにおける記載：全体構想では、産業の集積地である既存産業団地を適切に保全、活用するとともに、広域交通道路である北関東自動車道や国道50号をはじめとした交通網を活かして、新たな産業や働く場を創出するための産業系用地の開発を進める。また、新たな産業振興拠点を形成するための取組方針として、社会的状況や企業の立地動向などを考慮し、新たな産業団地に関する検討を進め、継続的に産業系用地を確保すること、既存産業団地周辺や広域交通道路、主要幹線道路、補助幹線道路沿線などにおいて、新たな産業系用地の開発を進める。地域別構想では、山辺・矢場川・御厨地域におけるまちづくり方針・プロジェクトとして、国道50号沿線などにおいて、産業振興を目的とした土地利用の転換を検討し、土地利用の方針として、①都市的土地利用ゾーンでは土地利用の転換を図るべく、国道50号沿線などにおいて、新たな産業系用地の検討を進める。

足利農業振興地域整備計画における記載：足利農業振興地域整備計画には、「南部は、国道50号等の広域交通道路や主要幹線道路の優位性を生かした産業振興拠点であるほか、新たな産業系用地の検討や休憩・情報発信・地域連携・防災機能を有する多機能型駐車施設の整備に向けた取組が進められるとともに、商業施設等の進出も期待される。これらの非農業的土地利用との調整を図りながら農業と商工業の発展につなげていく。」と記載されている。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域 2



重点促進区域 2

(南大町字南前の一部、南大町字宮前の一部、里矢場町字温井、里矢場町字鹿島、里矢場町字天神の一部、里矢場町字駒形の一部)

【重点促進区域 3 (佐野市)】

船津川町字岡田、船津川町字土縄の一部、君田町字西川端、君田町字五反田、君田町字関端、君田町字大鏡の一部、君田町字天神前、君田町字豊後北、君田町字屋敷西、君田町字屋敷東、君田町字悪外、君田町字鏡、君田町字西ノ谷、田島町字清水の一部、田島町字西ノ谷、田島町字折本、田島町字館ノ尻、田島町字前田、田島町字古河田、田島町字東、田島町字下田、田島町字石田、庚申塚町字壹町田町、庚申塚町字老丁田町、庚申塚町字庚申塚町、寺中町字間ノ田町、大古屋町字間之田町、大古屋町字榎戸町の一部、大古屋町字老丁田、大古屋町字野之中町、伊保内町字間之田町の一部、伊保内町字塩辛町、植下町字間之田町の一部、

植下町字塩辛町、植下町字笠内町の一部、下羽田町字車田の一部、下羽田町字長町、下羽田町字梅ノ木の一部、下羽田町字天ノ面、下羽田町字広町、下羽田町字四道、下羽田町字佐野作、下羽田町字弥町、下羽田町字細田、下羽田町字張間作、下羽田町字米代、下羽田町字島合、下羽田町字代官、下羽田町字塚越、下羽田町字沖の谷、下羽田町字壺丁田

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は524.1ヘクタール程度である。

本区域は、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジに近接し、区域の中央を国道50号が東西に横断しており、良好なアクセス性を有している。

本区域は、491.5ヘクタール程度が市街化調整区域であり、その内410.7ヘクタール程度が農用地区域であり、今後、土地利用の調整を行う必要が生じた際には「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」を変更し、土地利用の調整の方針を定めるものとする。

また、佐野市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

国土利用計画佐野市計画における記載：工業用地については、北関東自動車道沿線、国道50号沿線等を活用して、工業、農業、観光など産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和を図りながら、適正な土地利用を推進するとされている。

佐野市都市計画マスタープランにおける記載：土地利用転換検討エリアとして指定されており、国道50号沿線においては、農業との調整を図りながら、地域振興に資する土地利用の転換を目指すとしている。

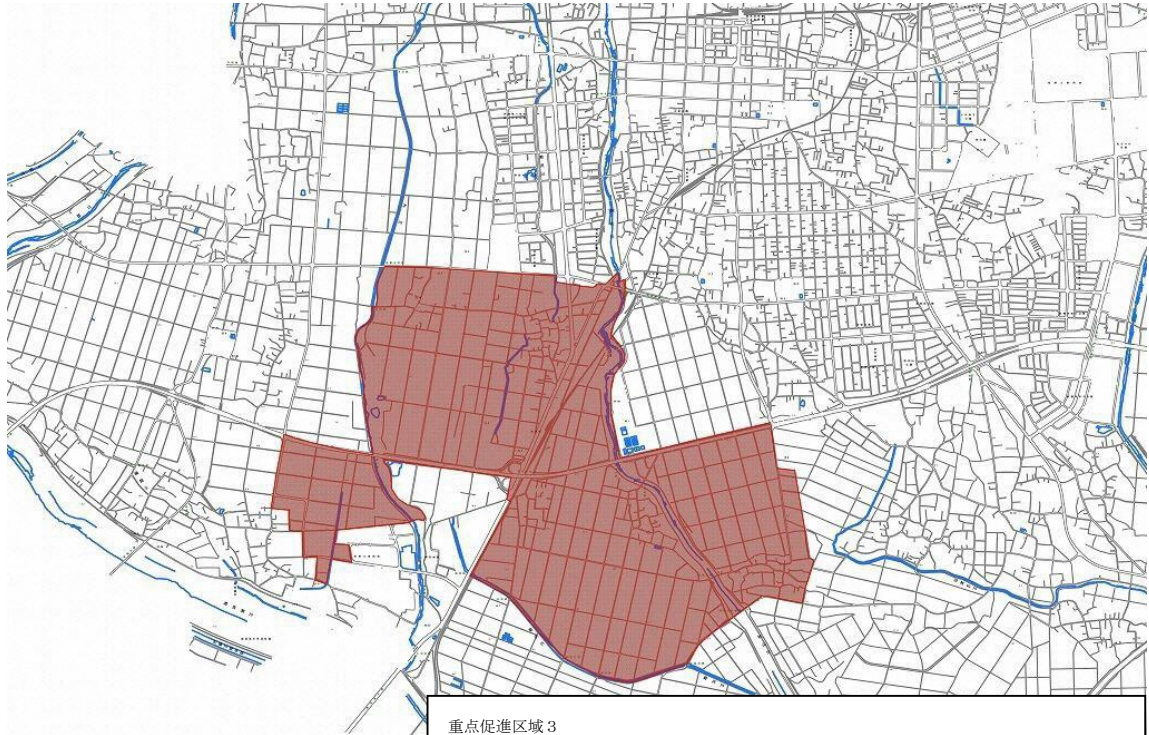
佐野農業振興地域整備計画書における記載：国道50号や293号をはじめとする道路網の整備に加え、北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジが開設され、それに伴う周辺産業団地の開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待され、併せて雇用の創出も期待されている。また、佐野市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向が高くなっている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策の中で、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会を形成し、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとされている。

佐野市産業振興基本計画における記載：東北自動車道や北関東自動車道、国道50号などの交通優位性を活かし、地域活力の更なる向上を図るため、「土地利用転換検討エリア」「土地利用調整エリア」内において周辺環境に配慮した土地利用の見直しによる、新たな産業用地創出に向けた開発候補地の検討を進めるとされており、また、民間活力の導入も視野に入れ、民間ノウハウを活用した整備方法についても検討を進めるとされている。

また、高速交通網の利便性や「佐野インランドポート」を有する強みを活用した総合物流拠点としての企業誘致に並行し、豊富な水資源、農地や森林、農林産物を活かせる「食品・環境・エネルギー」関連の新たな事業者の誘致や、栃木県の「戦略3産業」（自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業）及び「未来3技術」（AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術）の誘致等も視野に、企業誘致に取り組むとされている。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域 3



重点促進区域 3

(船津川町字岡田、船津川町字土縄の一部、君田町字西川端、君田町字五反田、君田町字関端、君田町字大鏡の一部、君田町字天神前、君田町字豊後北、君田町字屋敷西、君田町字屋敷東、君田町字悪外、君田町字鏡、君田町字西ノ谷、田島町字清水の一部、田島町字西ノ谷、田島町字折本、田島町字館ノ尻、田島町字前田、田島町字古河田、田島町字東、田島町字下田、田島町字石田、庚申塚町字壹町田、庚申塚町字老丁田、庚申塚町字庚申塚町、寺中町字間ノ田町、大古屋町字間之田町、大古屋町字榎戸町の一部、大古屋町字老丁田、大古屋町字野之中町、伊保内町字間之田町の一部、伊保内町字塩辛町、植下町字間之田町の一部、植下町字塩辛町、植下町字笠内町の一部、下羽田町字車田の一部、下羽田町字長町、下羽田町字梅ノ木の一部、下羽田町字天ノ面、下羽田町字広町、下羽田町字四道、下羽田町字佐野作、下羽田町字弥町、下羽田町字細田、下羽田町字張間作、下羽田町字米代、下羽田町字島合、下羽田町字代官、下羽田町字塚越、下羽田町字沖の谷、下羽田町字老丁田)

【重点促進区域 4 (栃木市)】

藤岡町都賀の一部、藤岡町大田和の一部、藤岡町太田の一部

(概況及び公共施設等の整備状況)

区域面積は約78.2ヘクタールである。

本区域は、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジに隣接し、地区の北辺が国道50号に接するなど、良好な交通アクセスの利便性を有している。本区域のうち約25ヘクタール程度が農用地区域となり、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、栃木市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの一定規模以上

の遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

第2次栃木市総合計画（基本構想）における記載：良好な操業環境の整備・充実等を推進し、既存企業の支援に努めるとともに、産業・物流等の新たな企業立地の調整・誘導を図る「産業集積ゾーン」に指定されている。

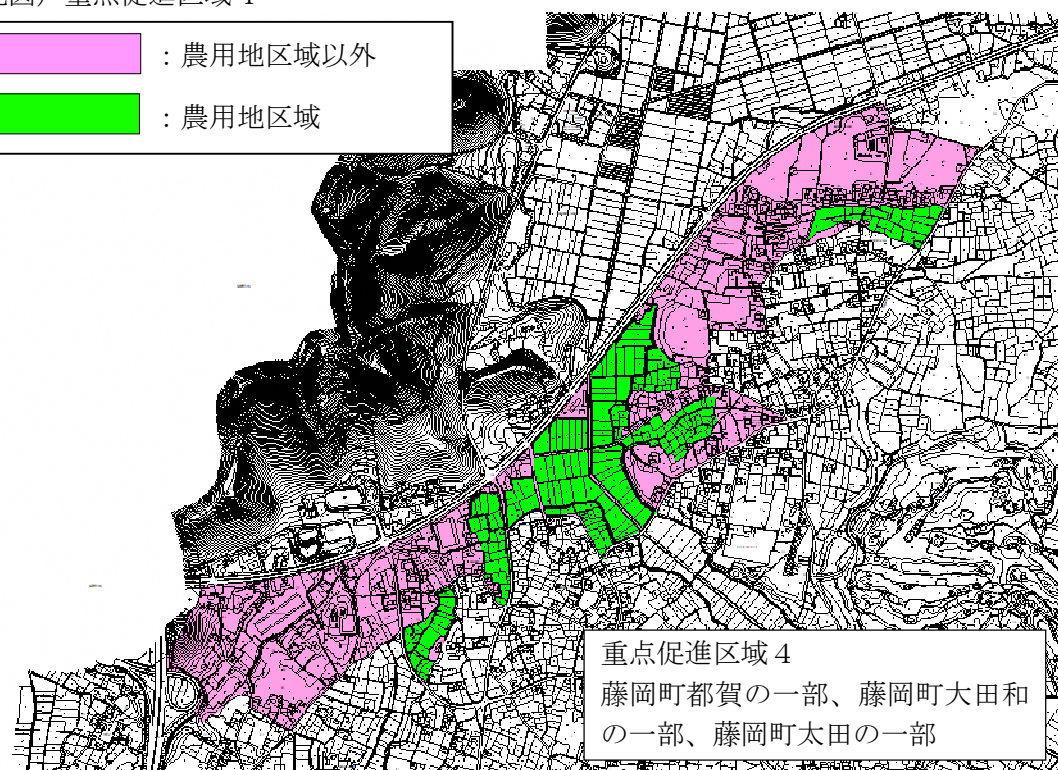
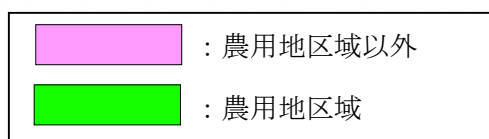
第2次栃木市総合計画 基本計画 基本方針（令和5年度～令和9年度）における記載：基本方針5「地域資源を生かした賑わいと活力ある栃木市」の単位施策5-3-1 企業誘致の推進の方向性として、安心して働ける場の確保に向け、本市の強みである3つのインターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤の整備、雇用創出効果の高い新規企業の誘致、既存企業の定着を図ると記載されている。

栃木市都市計画マスタープランにおける記載：全体構想では、高速道路インターチェンジ周辺は、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成を検討する。また既存の産業・流通業務地の周辺や、交通利便性に優れたエリア（高速道路インターチェンジ・幹線道路周辺等）は、その立地条件等を踏まえながら、産業活性化に向けた新たな産業系の土地利用を検討する。地域別構想では、佐野藤岡インターチェンジ周辺において産業・流通拠点の形成を図ることを方針としており、佐野藤岡インターチェンジを有する立地優位性を活かし、活力ある地域づくりを推進する。インターチェンジへのアクセスに優れる地域内幹線道路周辺の地域の新たな産業振興及び就業の場として活用を検討すると記載されている。

栃木農業振興地域整備計画における記載：本市農業の基盤であり最も基本的な資産である農地については、土地利用構想の要素として「田園・農村的利用ゾーン：安全・安心な農業生産の確保や農業を活性化するための環境整備に努めるとともに、既存集落を主体とした環境の維持・向上を図る区域」と位置付けている。栃木市総合計画に掲げる将来都市像の実現にあたっては、都市計画と農業との健全な調和に配慮しつつ地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導を行い、豊かで美しい自然環境の保全や良好な住環境の維持・創出に努めるとともに、地域の魅力や一体性を高めていく計画的な土地利用を進めると記載している。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域 4



【重点促進区域 5（栃木市）】

岩舟町静の一部、岩舟町和泉の一部

（概況及び公共施設等の整備状況）

区域面積は約51.9ヘクタールである。

本区域は、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから4.5キロ、地区内に国道50号が通るなど、良好な交通アクセスの利便性を有している。本区域のうち、約22ヘクタール程度が農用地区域となり、また、市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、栃木市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

第2次栃木市総合計画（基本構想）における記載：良好な操業環境の整備・充実等を推進し、既存企業の支援に努めるとともに、産業・物流等の新たな企業立地の調整・誘導を図る「産業集積ゾーン」に指定されている。

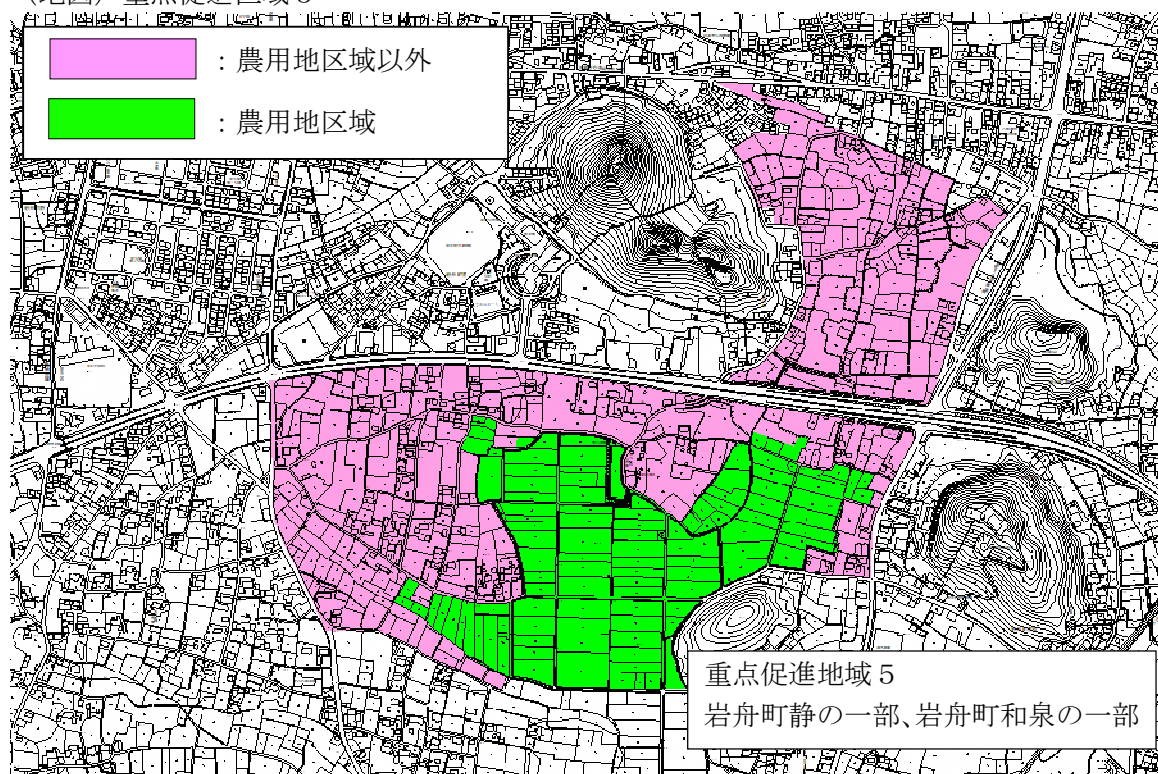
第2次栃木市総合計画 基本計画 基本方針（令和5年度～令和9年度）における記載：基本方針5「地域資源を生かした賑わいと活力ある栃木市」の単位施策5-3-1企業誘致の推進の方向性として、安心して働ける場の確保に向け、本市の強みである3つのインターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤の整備、雇用創出効果の高い新規企業の誘致、既存企業の定着を図ると記載されている。

栃木市都市計画マスタープランにおける記載：全体構想では、高速道路インターチェンジ周辺は、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成を検討する。また既存の産業・流通業務地の周辺や、交通利便性に優れたエリア（高速道路インターチェンジ・幹線道路周辺等）は、その立地条件等を踏まえながら、産業活性化に向けた新たな産業系の土地利用を検討する。地域別構想では、新たな地域の活力を創出する拠点整備や、産業・物流施設等の誘導を図ることを方針としており、国道50号や栃木藤岡線による広域的なネットワーク機能や東北自動車道佐野藤岡インターチェンジへの近接性を活かし、産業系の活力ある地域づくりを推進すると記載されている。

栃木農業振興地域整備計画における記載：本市農業の基盤であり最も基本的な資産である農地については、土地利用構想の要素として「田園・農村的利用ゾーン：安全・安心な農業生産の確保や農業を活性化するための環境整備に努めるとともに、既存集落を主体とした環境の維持・向上を図る区域」と位置付けている。栃木市総合計画に掲げる将来都市像の実現にあたっては、都市計画と農業との健全な調和に配慮しつつ地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導を行い、豊かで美しい自然環境の保全や良好な住環境の維持・創出に努めるとともに、地域の魅力や一体性を高めていく計画的な土地利用を進めると記載している。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

（地図）重点促進区域 5



【重点促進区域 6（栃木市）】

岩舟町静戸の一部、岩舟町静和の一部、岩舟町曲ケ島の一部

（概況及び公共施設等の整備状況）

区域面積は約153.6ヘクタールである。

本区域は、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから6.5キロ、地区内に国道50号が通るなど、良好な交通アクセスの利便性を有している。本区域のうち、約33ヘクタール程度が農用地区域となり、また、市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、栃木市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

第2次栃木市総合計画（基本構想）における記載：良好な操業環境の整備・充実等を推進し、既存企業の支援に努めるとともに、産業・物流等の新たな企業立地の調整・誘導を図る「産業集積ゾーン」に指定されている。

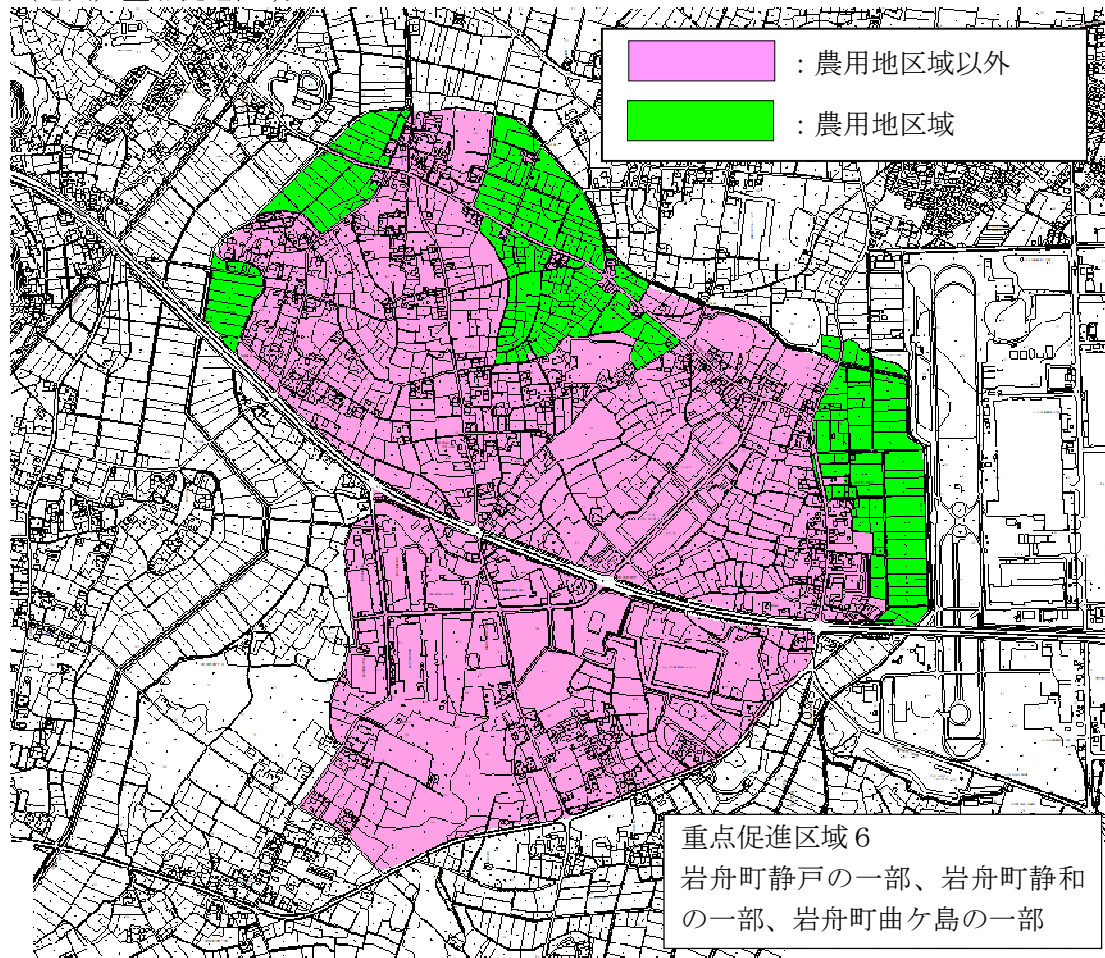
第2次栃木市総合計画 基本計画 基本方針（令和5年度～令和9年度）における記載：基本方針5「地域資源を生かした賑わいと活力ある栃木市」の単位施策5-3-1 企業誘致の推進の方向性として、安心して働ける場の確保に向け、本市の強みである3つのインターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤の整備、雇用創出効果の高い新規企業の誘致、既存企業の定着を図ると記載されている。

栃木市都市計画マスタープランにおける記載：全体構想では、高速道路インターチェンジ周辺は、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成を検討する。また既存の産業・流通業務地の周辺や、交通利便性に優れたエリア（高速道路インターチェンジ・幹線道路周辺等）は、その立地条件等を踏まえながら、産業活性化に向けた新たな産業系の土地利用を検討する。地域別構想では、新たな地域の活力を創出する拠点整備や、産業・物流施設等の誘導を図ることを方針としており、国道50号や栃木藤岡線による広域的なネットワーク機能や東北自動車道佐野藤岡インターチェンジへの近接性を活かし、産業系の活力ある地域づくりを推進する。岩舟工業団地周辺においては、国道50号による広域的なネットワーク機能や、隣接する大平地域における工業の拠点との連携などにより、産業拠点としてのさらなる機能強化を図ると記載されている。

栃木農業振興地域整備計画における記載：本市農業の基盤であり最も基本的な資産である農地については、土地利用構想の要素として「田園・農村的利用ゾーン：安全・安心な農業生産の確保や農業を活性化するための環境整備に努めるとともに、既存集落を主体とした環境の維持・向上を図る区域」と位置付けている。栃木市総合計画に掲げる将来都市像の実現にあたっては、都市計画と農業との健全な調和に配慮しつつ地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導を行い、豊かで美しい自然環境の保全や良好な住環境の維持・創出に努めるとともに、地域の魅力や一体性を高めていく計画的な土地利用を進めると記載している。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域 6



【重点促進地域 7（市貝町）】

市塙字諏訪の一部

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 3 ヘクタール程度である。

本区域は北関東自動車道真岡インターチェンジから約 24 キロ、地区東側に黒田市塙真岡線が通り、南側は、主要地方道宇都宮・茂木線芳賀市貝バイパスが通る等、良好なアクセス性を有している。

本区域のうち、2.5 ヘクタール程度が農用地区域となるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、市貝町には、売却されていない既存の工業団地や、現に住宅化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

(関連計画における記載等)

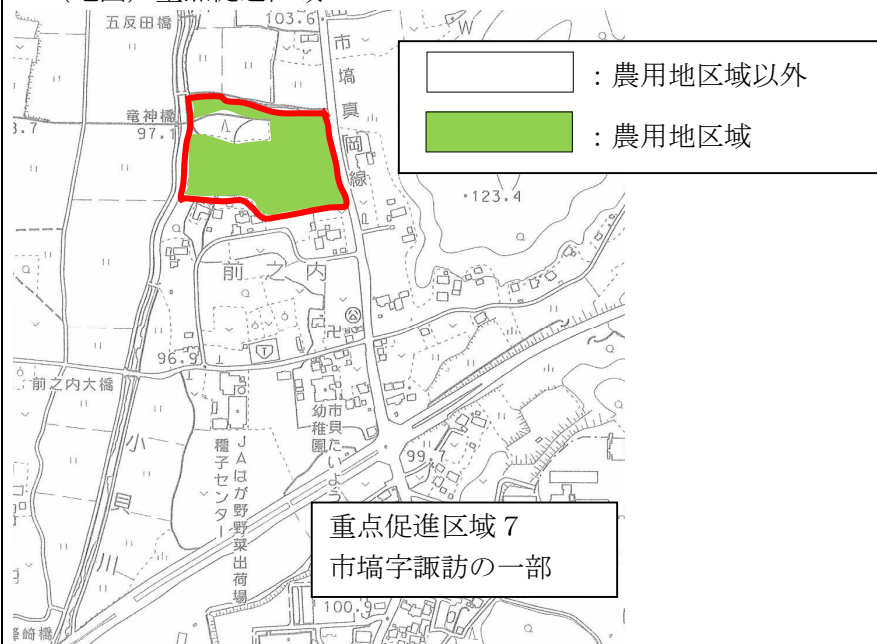
第6次市貝町振興計画（後期基本計画）における記載：土地利用の誘導にあたっては、国土利用計画法、自然公園法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、各種の土地利用関係法や、市貝町土地利用に関する事前指導要綱の適切な運用に努め、企業等の新設増設に向けたプロジェクトチームを組織化し、企業誘致促進条例に基づいて工業等の新設を支援するとされている。

市貝農業振興地域整備計画書における記載：工業の社会的使命に基づき、当町の立地条件や自然条件を生かして、既存企業の育成と、新規創業の促進環境対策への支援など、総合的な工業振興策を推進していく必要があり、恵まれた自然環境や潜在的な地域資源などを生かし、地元住民の雇用の場となる優良企業の誘致に努め、企業誘致にあたり、工業用水や下水・排水施設の確保を図るとされている。

市貝町都市計画マスタープランにおける記載：本地域においても立地のインパクトが次第に高まってくる可能性があり、具体的な誘致施設とその配置計画等としては、今後の検討課題となるが、これらの施設導入は、これらの人口減少化に向かう市埴地域の持続的な発展を維持していくためにも有効な施策となるので、特定施設として農地を含む自然環境の保全と調整を図りながら、周辺市街地とのネットワーク化に留意しつつ前向きに取り組むとされている。

本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域 7



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1（佐野市）】

本区域は東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから 3.2km と近接しており、南側が国道 50 号、北側は県道佐野環状線、東側は市道 1 級 1 号線に隣接し、良好なアクセス性を有しているほか、上下水道等のインフラが整備されており、また、輸送用機器部品製造業や産業用機械器具製造業、食料品製造業等の付加価値の高い製品の製造を担う企業が集積する佐野工業団地からも約 4 km と近接している等、企業の進出しやすい条件が整った区域であることから重点促進区域を設定することとする。

なお、区域内には、植下町字笠内町、字塩辛町、字間之田町の農用地区域が含まれる。区域内のほぼ全域が農用地区域ではあるが、国道 50 号、県道佐野環状線、市道 1 級 1 号線、秋山川に囲まれた区域に関しては、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、重点促進区域に適している。

なお、佐野市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 2（足利市）】

本区域は北関東自動車道太田桐生インターチェンジから 3.0km と近接しており、北側は国道 50 号（片側 2 車線、4 車線道路）、に隣接し、アクセスの良い区域である。また、輸送用機械器具製造業や産業用機械器具製造業、食料品製造業等の付加価値の高い製品の製造を担う企業が集積する足利市南大町、借宿町等の工場群や、太田市の産業団地からも近接しているため、企業の進出しやすい条件が整った区域であり、企業からの立地に関する問い合わせが多く寄せられている地域である。

なお、区域内には、南大町字宮前、里矢場町字温井、字鹿島、字天神、字駒形の農用地区域が含まれる。区域内の大半が農用地区域ではあるが、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、重点促進区域に適している。

なお、足利市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 3（佐野市）】

本区域は東北自動車道佐野藤岡インターチェンジに近接しており、区域の中央を国道 50 号が東西に横断するなど、良好なアクセス性を有しているほか、上下水道や、特別高圧が区域の東西をそれぞれ南北に縦断している等インフラが整備されていること、また、輸送用機器

部品製造業や産業用機械器具製造業、食料品製造業等の付加価値の高い製品の製造を担う企業が集積する佐野工業団地や羽田工業団地からも近接している等、企業の進出しやすい条件が整った区域であり、企業からの立地に関する問い合わせが多く寄せられている地区であることから、重点促進区域を設定することとする。

なお、区域内には、船津川町字岡田、船津川町字土縄、君田町字西川端、君田町字五反田、君田町字関端、君田町字大鏡、君田町字天神前、君田町字豊後北、君田町字屋敷西、君田町字屋敷東、君田町字悪外、君田町字鏡、君田町字西ノ谷、田島町字清水、田島町字西ノ谷、田島町字折本、田島町字館ノ尻、田島町字前田、田島町字古河田、田島町字東、田島町字下田、田島町字石田、庚申塚町字壹町田町、庚申塚町字壺丁田町、庚申塚町字庚申塚町、寺中町字間ノ田町、大古屋町字間之田町、大古屋町字榎戸町、大古屋町字壺丁田、大古屋町字野之中町、伊保内町字間之田町、伊保内町字塩辛町、植下町字間之田町、植下町字塩辛町、植下町字笠内町、下羽田町字車田、下羽田町字長町、下羽田町字梅ノ木、下羽田町字天ノ面、下羽田町字広町、下羽田町字四道、下羽田町字佐野作、下羽田町字弥町、下羽田町字細田、下羽田町字張間作、下羽田町字米代、下羽田町字島合、下羽田町字代官、下羽田町字塚越、下羽田町字沖の谷、下羽田町字壺丁田の農用地区域が含まれる。

区域内の 491.5 ヘクタール程度が市街化調整区域となり、その内 410.7 ヘクタール程度が農用地区域ではあるが、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、重点促進区域に適している。

なお、佐野市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

これらのことから、本区域を重点促進区域に設定することで、企業に対する立地に向けた PR を行い、進出意欲のある企業が現れた際には、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」を変更・設定し、地域経済を牽引する企業の誘致を図っていく。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 4（栃木市）】

本区域は東北自動車道佐野藤岡インターチェンジに隣接し、北側は国道 50 号沿線という良好なアクセス性を有している。物流を扱う企業が集積しており、また岩舟工業団地や大平工業団地からも近接している等、産業の集積に適した区域である。

なお、区域内には、藤岡町都賀、藤岡町大田和、藤岡町太田の農用地区域が含まれる。区域内の約 3 割が農用地区域ではあるが、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、企業の引合いが多く、重点促進区域に適している。

さらに、栃木市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土

地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 5（栃木市）】

本区域は東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから 4.5 キロと近接しており、地区内を東西に国道 50 号と南北に主要地方道栃木藤岡線が通っているなど、良好なアクセス性を有している。また岩舟工業団地や大平工業団地からも近接している等、企業の進出しやすい条件が整った区域であり、企業からの立地に関する問い合わせが多く寄せられている地域である。

なお、区域内には、岩舟町静、岩舟町和泉の農用地区域が含まれる。区域内の約半数が農用地区域ではあるが、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、企業の引合いが多く、重点促進区域に適している。

さらに、栃木市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 6（栃木市）】

本区域は東北自動車道佐野藤岡インターチェンジから 6.5 キロと近接しており、地区内を国道 50 号が通っているなど、良好なアクセス性を有している。物流を扱う企業や輸送用機械器具を製造する企業が集積しており、また地区内には岩舟工業団地、隣接地に大平工業団地がある等、企業の進出しやすい条件が整った区域であり、企業からの立地に関する問い合わせが多く寄せられている地域である。

なお、区域内には、岩舟町静戸、岩舟町静和、岩舟町曲ケ島の農用地区域が含まれる。区域内の約 2 割が農用地区域ではあるが、国道 50 号沿線という企業からの立地ニーズの高さなどから、企業の引合いが多く、重点促進区域に適している。

さらに、栃木市内には売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進地域 7（市貝町）】

本区域は北関東自動車道真岡インターチェンジから 24 km に位置しており、南側に主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパス、東側は黒田市埴真岡線が通り、良好なアクセス性を有している等、企業の進出しやすい条件が整った区域であることから重点促進区域を設定することとする。

なお、区域内には、市埴字諏訪の農用地区域が含まれる。区域内のほぼ全域が農用地区域ではあるが、黒田市埴真岡線、主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパスに隣接するニーズの高さなどから、重点促進区域に適している。

さらに、市貝町には売却されていない既存の工業団地や、現に住宅化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

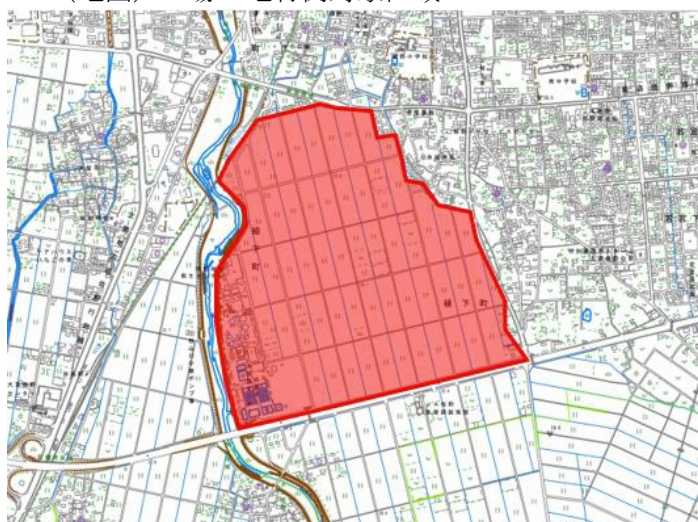
そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

また、今後、土地利用調整計画を定め新たに進出を検討する企業や、既存企業において土地の有効活用による企業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

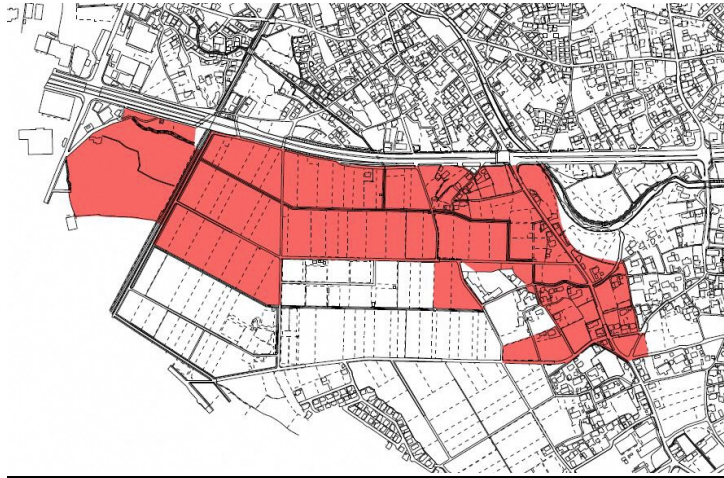
【重点促進区域1（佐野市）】

(地図) 工場立地特例対象区域



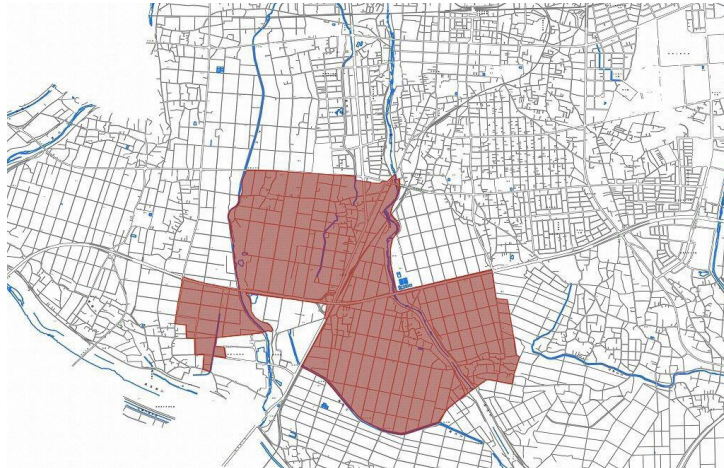
【重点促進区域2（足利市）】

（地図）工場立地特例対象区域



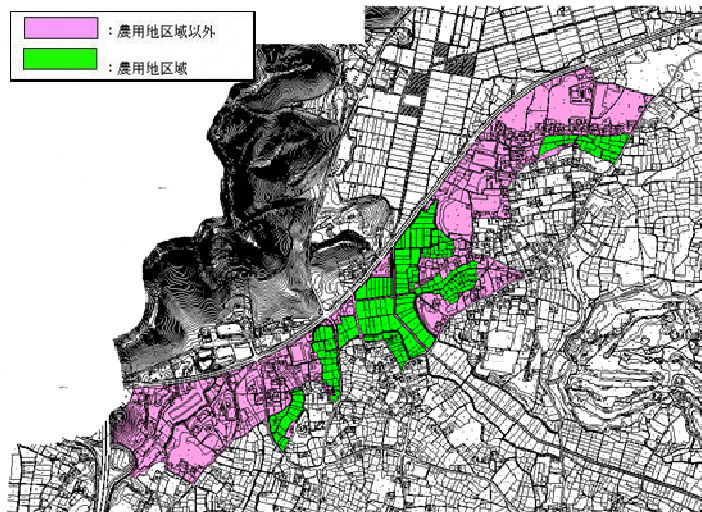
【重点促進区域3（佐野市）】

（地図）工場立地特例対象区域



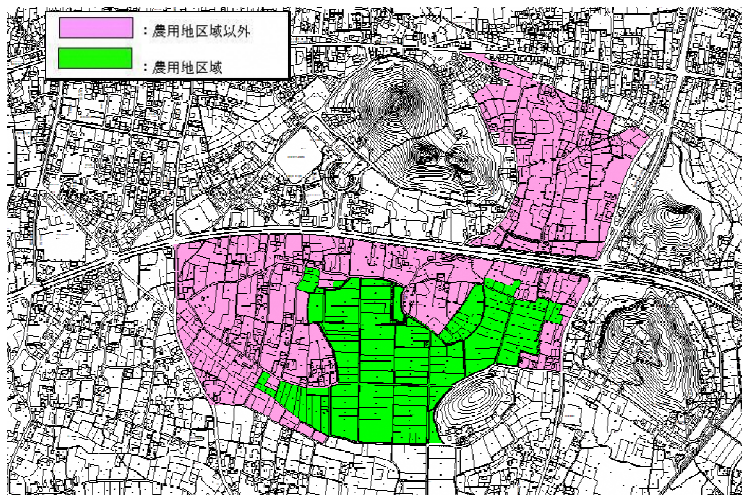
【重点促進区域4（栃木市）】

（地図）工場立地特例対象区域



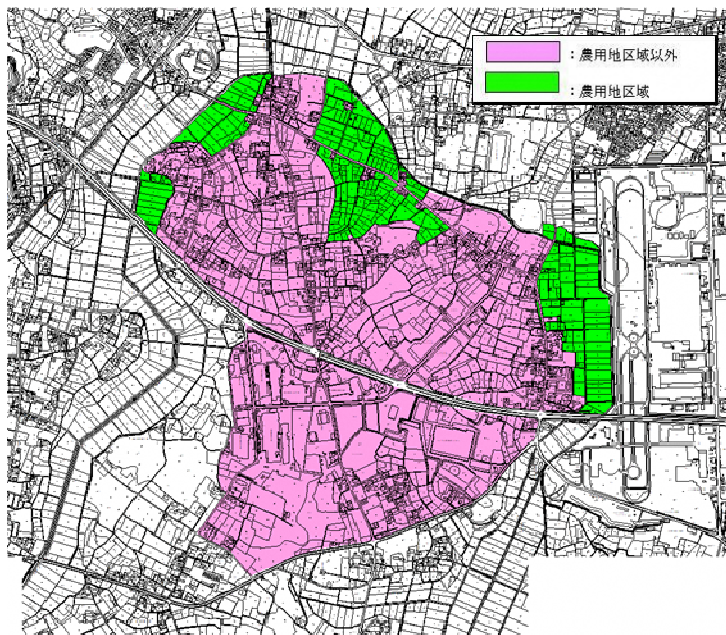
【重点促進区域5（栃木市）】

（地図）工場立地特例対象区域



【重点促進区域6（栃木市）】

（地図）工場立地特例対象区域



【重点促進地域7（市貝町）】

（地図）工場立地特例対象区域



5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

プラン、15戦略及び成長戦略を、本計画における地域経済牽引事業の推進に当たって生かすべき社会的な観点から見た地域の特性と位置づける。

- ① 栃木県の戦略3産業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)の集積及び未来3技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)を活用した成長ものづくり分野
- ② 栃木県の食品産業等の集積やいちごや二条大麦等の県産農産物等を活用した食品関連産業分野
- ③ 栃木県内の宇都宮大学等の高等教育機関、地域ソフトウェアセンター等の知見や、とちぎビジネスAIセンター等の機能を活用したデジタル化・DX推進関連分野
- ④ 栃木県香港事務所やジェトロ栃木貿易情報センターの知見を活用した海外販路開拓分野
- ⑤ 東北縦貫自動車道や北関東自動車道等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野
- ⑥ 栃木県内の日光国立公園、世界遺産・日光の社寺、観光農園や農業体験、益子焼等の地場産業等の県内各地域に有する観光資源を活用した観光分野
- ⑦ 栃木県の工作機械・産業用ロボット、半導体、航空機部品、蓄電池等に関連する産業の集積を活用した特定重要物資関連分野

(2) 選定の理由

- ① 栃木県の戦略3産業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)の集積及び未来3技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)を活用した成長ものづくり分野

成長戦略では、優れた技術や産業集積を強みとする自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業を本県ものづくりの「戦略3産業」と位置付け、重点的な支援を行うとともに、AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術を今後のものづくり企業の成長を加速する「未来3技術」と位置付け、新技術・新製品開発や戦略3産業等への活用の促進を図り、施策の相乗効果によるものづくり県の更なる発展を目指すこととしている。

本県は、製造業における多様な業種がバランス良く集積し、多数の有力企業が立地する全国有数のものづくり県であるが、本県産業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、本県産業の更なる成長を実現するためには、本県の産業集積等の強みを活かした新たな産業振興施策が必要となっている。

そこで、本県では、戦略3産業の重点支援(新技術・新製品開発や人材育成、国内外における販路開拓など)によるものづくり企業の躍進や未来3技術の活用(Society5.0に対応したものづくりのデジタルトランスフォーメーション(DX)の促進、カーボンニュートラル実現に向けた研究開発の支援など)を通じた競争力強化等を図る「ものづくり産業躍進プロジェクト」を展開しているところである。

この戦略3産業の振興及び未来3技術の活用については、プラン、15戦略及び成長戦略にそれぞれ重点プロジェクト等として位置づけられており、それぞれ次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

○ プラン：製造品出荷額等 H30年：92,111億円 → R6年：93,714億円

- 15 戦略：製造品出荷額等 H29年：92,333億円 → R6年：93,714億円
- 成長戦略：戦略3産業の製造品出荷額等
R3年：13,802億円→R6年：19,915億円

ア 戦略3産業

優れた技術や産業集積を強みとする自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業を本県ものづくりの「戦略3産業」と位置付けている。

自動車産業については、日産自動車株式会社（上三川町）や本田技研工業株式会社四輪開発センター（芳賀町）などの完成車の生産や開発の拠点を有するメーカーが立地するとともに、金型、プレス、切削、機械組立などの要素技術に優位性を持つ企業が集積し、本県産業の基幹産業として、重要な位置を占めている。

航空宇宙産業については、株式会社 SUBARU 航空宇宙カンパニー（宇都宮市）を中心としたサプライヤーの立地に加え、大手材料メーカーや装備品メーカー及びその関連企業の立地により、航空機関連産業の全国有数の集積地となっている。

医療福祉機器については、開発拠点を有するキヤノンメディカルシステムズ株式会社（大田原市）などの大手メーカーが立地するとともに、大手メーカーへの部品供給、OEM 供給をする企業が多数立地するほか、自治医科大学（下野市）、獨協医科大学（壬生町）及び国際医療福祉大学（大田原市）等の医療福祉系大学もあり、全国有数の医療福祉機器産業の集積を誇っている。

イ 未来3技術

AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術を今後のものづくり企業の成長を加速する「未来3技術」と位置付けている。

AI・IoT・ロボット技術については、産業用ロボットの代表的メーカーであるファナック株式会社（壬生町）やロボットの開発等を行うカワダロボティクス株式会社（芳賀町）など、高い技術を有する企業が立地するほか、「とちぎビジネス AI センター」を設置し、AI 等の導入利活用を推進している。

光学技術について、本県は、光学機械器具・レンズの代表的メーカーであるキヤノン株式会社（宇都宮市）や株式会社栃木ニコン（大田原市）等、多くの企業が立地するほか、宇都宮大学（宇都宮市）には、光学技術の教育研究拠点「宇都宮大学オプティクス教育研究センター」が整備されており、産学官の連携した産業集積を有している。

環境・新素材技術については、電源・変電設備製造の株式会社東光高岳（小山市）等が立地するほか、地元企業においてもプラスチックリサイクルの協栄産業株式会社（小山市）等があり、環境・新素材に関する高い技術を有している。

② 栃木県の食品産業等の集積やいちごや二条大麦等の県産農産物等を活用した食品関連産業分野

本地域は、いちご収穫量24,400トンと55年間連続全国1位（令和4年産作物統計調査）を始め、二条大麦、にら、トマト、生乳等についても全国有数の産地であり、農業産出額2,718億円・全国9位（令和4年生産農業所得統計）というポテンシャルを持つ。

また、地酒が全国鑑評会等で最高位の評価を得るなど良質で豊富な水資源や、大手飲料・食品企業が多く立地する一方、地元企業がそれぞれの得意分野で活躍しており、製造品出荷額は「食料品」全国16位、「飲料・たばこ」全国2（令和4年経済構造実態調査（食料品製造業）で、本県産業の1割強を占めている。

食品産業については、我が国最大のマーケットである東京圏に近接している立地環境により、サントリー株式会社（栃木市）、カゴメ株式会社（那須塩原市）、ハウス食品株式会社（佐野市）など、大手食品メーカーが立地しているほか、地元企業でも日本を代表する漬物メーカーである岩下食品株式会社（栃木市）やアイスクリームメーカーのフタバ食品株式会社（宇都宮市）、食品原料メーカーの仙波糖化工業株式会社（真岡市）が、また食品生産機械の世界的メーカーであるレオン自動機株式会社（宇都宮市）が存在し、豊かな農産物や水を活用した食品及びその関連産業の厚い集積がある。

＜令和4年経済構造実態調査（食料品製造業）＞

- ◆ 製造品出荷額等：6,648億円
- ◆ 事業所数：418所
- ◆ 従業者数：22,836人

また、プラン、15戦略及び成長戦略において、「食」をテーマに、地域経済が成長、発展し、活力あふれる「フードバレーとちぎ*1」を目指すため、平成22年に「フードバレーとちぎ推進協議会」を設立（設立時300会員→現在数1,060会員）、特色ある農産物の生産、食品関連産業とサービス業との連携や農産物を活用した加工食品の開発、農産物等の輸出拡大等を促進している。

具体的には、(株)ユーユーワールドの「ご飯にかけるぎょうざ」等のとちぎならではのヒット商品の開発支援のほか、フードバレー会員の新商品開発・販路開拓を促進してきており、更なる食品関連産業の発展を目指し、フードバレーとちぎの取組を重点プロジェクト等として位置づけるとともに、成長戦略に次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

*1 食品関連産業において、産学官金連携による商品・技術開発や販路開拓、企業誘致、農業を始めとする関連産業の高付加価値化を図る本県の取組

- 成長戦略：食品製造業の製造品出荷額等
R元年：6,583億円→R6年：6,918億円
- フードバレーとちぎ推進事業費予算額
令和4年度：176,073千円 令和5年度：115,663千円

③ 栃木県内の宇都宮大学等の高等教育機関、地域ソフトウェアセンター等の知見や、とちぎビジネスAIセンター等の機能を活用したデジタル化・DX推進関連分野

本県では、プラン、15戦略及び成長戦略において、未来技術を活用し、これまでにない新たな製品・サービスを提供する次世代産業の創出・育成の促進及び、企業における未来技術の導入・利活用の支援を、計画的かつ重点的に取り組むこととして

いる。

具体的な取組の一つとして、令和3年度に「とちぎビジネスA Iセンター」を設置し、A I・I o Tをはじめとしたデジタル技術の導入と活用による県内企業の生産性の向上等を促進する体制を整え、経営者や担当者等向けの普及啓発セミナーの開催や、企業訪問等による個別相談の実施、研修会等の開催による人材育成、ベンダーとのマッチングによる導入支援等をし、企業のデジタル化やD Xを促進している。

また、地域ソフトウェアセンターである(株)システムソリューションセンターとちぎ、一般社団法人栃木県情報サービス産業協会（正会員数 39 社：R5.8.31 現在）、県内 18 の高等教育機関で構成する大学コンソーシアムとちぎ等、I o T等の地域展開を支援する体制が整っている。

プラン、15 戦略及び成長戦略において、重点プロジェクト等として位置づけており、成長戦略において、下記の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

- とちぎビジネスA Iセンター運営事業費予算額
令和3年度：49,878 千円、令和4年度：52,190 千円
- とちぎI T産業振興事業費予算額
令和3年度：4,171 千円、令和4年度：4,171 千円
- 成長戦略成果指標：
A I又はI o Tを導入する事業所の割合
R元年度：2.9%→R7年：30.0%
情報通信業（「情報サービス業」及び「インターネット付随サービス業」）の売上高
H30年：832 億円→R6年：993 億円

④ 栃木県香港事務所やジェトロ栃木貿易情報センターの知見を活用した海外販路開拓分野

本県では、「世界から選ばれるとちぎ」を目標とするとちぎ国際戦略を令和3年に策定し、東アジアや東南アジア、米国を重点エリアとして、県産品・県産農産物等の本県の強みを生かした施策を展開することとしている。その目標の実現のため、栃木県香港駐在員事務所（平成2年設置）において、香港をはじめとする東アジアや高い経済成長が期待される東南アジアなどにおける経済情報の収集・発信を行うとともに、現地にて人脈を構築し活用することで県内企業の海外展開を支援している。また、ジェトロ栃木貿易情報センター（平成27年設置）が持つ専門知識、ノウハウ及び海外ネットワーク等を活用し、県内企業の海外展開に係る各種相談に対応するとともに、国際見本市への出展支援、海外バイヤーとの商談会開催を通じて販路開拓・拡大を支援するなど、県内企業の海外展開に係る支援体制が確立している。

加えて、本県には、高い技術力を持つ優れた中小企業や国内で高い評価を得ている県産品・県産農産物等が数多くあることから、ジェトロ共同事務所の形態で運営している栃木県香港事務所やジェトロ栃木貿易情報センターとの連携を図りながら、海外セミナーの開催などを通じて、海外展開に取り組もうとする県内企業の掘り起こしを

図るなど、県内企業の海外展開を積極的に支援している。とりわけ、海外セミナーについては、ジェトロ栃木貿易情報センター設置前の平成26年度は7回の開催に対し令和4年度は15回開催するなど、県内企業の海外展開に対する機運の醸成に努めているところである。

こうした取組により、海外取引を行う県内企業数は、平成26年度の111社から令和3年度は301社まで増加しているほか、海外進出企業も平成27年が80社、令和3年が88社と、着実に増加している状況である。

また、プラン、15戦略及び成長戦略において重点プロジェクト等として位置づけられており、成長戦略において、次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

○ 成長戦略

海外取引（輸出または輸入）を行う県内企業数

H30年度：282社→R6年度：325社

⑤ 東北縦貫自動車道や北関東自動車道等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

鉄道交通は、東北新幹線、JR東北本線が南北に貫き、宇都宮から東京まで片道約50分で往来が可能である。そのほか、東西方向のJR両毛線・JR水戸線、本地域と東京を結ぶ東武鉄道各線、地域交通を支えるJR烏山線、JR日光線、真岡鐵道等が整備されている。また、上三川町にJR貨物の宇都宮貨物ターミナル駅、矢板市に矢板オフレールステーションがあり、鉄道コンテナによる輸送が可能である。

道路交通は、南北方向に東北縦貫自動車道及び国道4号が整備され宇都宮から東京まで約100kmの距離にある。また、東西方向には、北関東自動車道及び国道50号が整備され、栃木県から群馬県、茨城県の北関東を結んでいる。特に、北関東自動車道の全線開通によって、首都圏から放射状に延びている東北縦貫自動車道、関越自動車道、常磐自動車道の3つの高速道路が連結された。さらに、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、東京や東北地方のみならず、北陸甲信越、中部地方及び関西地方へのアクセスも飛躍的に向上した。

これら東北縦貫自動車道等の交通・物流インフラを活用し、物流関係企業等の立地や定着促進を図ると共に、国際物流を含めた物流の高度化・効率化を促進する。

また、プラン、15戦略及び成長戦略にそれぞれ重点プロジェクト等として位置づけられており、次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組むこととしている。

○ プラン等 企業立地件数 H26-30年度累計：185件 → R3-7年度累計：190件

⑥ 栃木県内の日光国立公園、世界遺産・日光の社寺、観光農園や農業体験、益子焼等の地場産業等の県内各地域に有する観光資源を活用した観光分野

本県は、日光国立公園や那須高原に代表される美しい自然、世界遺産「日光の社寺」や日本最古の学校である国指定史跡「足利学校」など数々の歴史・文化遺産、鬼怒川温泉をはじめとする豊富な温泉、55年連続収穫量日本一を誇るとちぎのいちごを活かした観光農園や農業体験、宇都宮餃子などの多彩な食、益子焼やユネスコ無形文化遺

産に登録された結城紬などの伝統工芸品等、多くの観光資源を有している。

これまで、“観光立県とちぎ”を目指し、「本物の出会い栃木」デスティネーションキャンペーンの展開や、インバウンド誘客施策などに積極的に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業全体は大きな打撃を受け、大変厳しい状況に置かれることとなった。

こうした状況を踏まえ、早期の観光需要の回復、「新しい生活様式」に対応した受入態勢の整備を含めた更なる観光振興を図るため、令和3（2021）年3月に「新とちぎ観光立県戦略（以下「新観光立県戦略」という。）」（計画期間：令和3年度から令和7年度）を策定し、①選ばれる観光地づくりの推進、②観光客受入態勢の整備、③国内観光客の誘客強化、④外国人観光客の誘客強化を4つの柱とし、各種施策を展開しているところである。

本施策については、プラン、15戦略、成長戦略及び観光立県戦略にそれぞれ重点プロジェクト等として位置づけられており、次の成果指標を掲げ、計画的かつ重点的に取り組んでいる。

○ 成長戦略

観光客宿泊数 R元年：826万人 → R7年：863万人

外国人宿泊数 R元年：24.7万人 → R7年：27.4万人

観光消費額 R元年：7,054億円 → R7年：7,087億円

⑦ 栃木県の工作機械・産業用ロボット、半導体、航空機部品、蓄電池等に関連する産業の集積を活用した特定重要物資関連分野

産業と安全保障の両面で重要な物資、技術等に対し支援策を講じる国の施策を踏まえ、本県では、県内の特定重要物資に関連する企業の実態調査を進めており、当該調査の中では、本県では工作機械・産業用ロボット、半導体、航空機部品、蓄電池について取扱う企業の一定の集積があることから、今後調査結果の分析を進め、企業の具体的課題の把握と整理、国内外の動向や施策事例調査等も実施しながら、関連企業の集積を図る取組等を推進することで、本県産業の発展につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かしながら、成長戦略と一体となって成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の各支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出することはもとより、既存の強みの磨き上げに努めることが必要である。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方創生関係施策

これまでも、次に掲げるとおり、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方創生関連施策を活用してきており、今後もデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、本計画に係る地域経済牽引事業を促進し、地域全体の経済の底上げ、好循環を図ってまい

ア 本計画と関連する本県の主な地域再生計画

- ・ものづくり企業の試作開発・生産工程変革支援拠点強化計画（令和3年度から令和8年度）

栃木県産業技術センターの機能を強化し、県内中小企業におけるAI・IoT・ロボット等の未来技術を活用した試作・製造プロセスの変革を加速させ、高い競争力を持った企業群の創出、本県産業の更なる成長・発展及び雇用の安定を実現していく

- ・スマートマルチマテリアル化支援拠点強化計画（令和3年度から令和8年度）

栃木県産業技術センターにデジタル技術を活用しながらマルチマテリアル化技術による軽量・高強度部品等の開発を行うための拠点を整備することで、県内ものづくり企業における新技術・新製品開発の取組や人材育成、ノウハウ等の蓄積を支援し、とちぎビジネスAIセンターとの相乗効果も狙いながら、県内企業の競争力強化と地方のデジタル実装の推進を図り、本県ものづくり産業の更なる振興と安定した雇用の維持・創出を目的とするもの。

- ・デジタルマーケティングを活用した「栃木ファン」拡大・強化による販路開拓計画（令和3年度から令和6年度）

デジタルマーケティングを活用した「栃木ファン」拡大に向けた体制を整備する。また、データ分析等に基づく商品開発及びブランド力向上・競争力強化に取り組むとともに、ポストコロナ時代に対応した海外販路開拓戦略を推進する。

- ・経済と環境の好循環実現計画（令和3年度から令和6年度）

カーボンニュートラルに向けた推進体制整備・機運醸成を図るとともに、産業

分野における技術開発支援及び新産業の創出・育成を行うもの。

- ・レジリエンスマネジメントによる県内産業強化計画（令和３年度から令和６年度）
デジタル人材の確保育成に向けた体制整備を行うとともに、サービス産業のデジタル化による底上げや、ものづくり産業における DX 推進による企業の自己変革力強化を図る。

② 設備投資促進制度等の充実等

活発な設備投資が実施されるよう、「栃木県企業立地・集積促進補助金」等の補助金、「県制度融資」等の融資制度、「県税の不均一課税」等の税の減免等の優遇制度の充実等を検討する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 栃木県産業技術センターが有する研究成果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力の向上のために、栃木県産業技術センターが保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

② 公共データの民間公開

本県では、民間との協働推進や県政の透明性の向上に資するため、県が保有する公共データをオープンデータとして公開するインターネットサイト「オープンデータ・ベリーとちぎ」を開設するとともに、市町に対してもオープンデータの公開を支援し、民間等による活用を促進している。

今後も県及び市町において、地域経済牽引事業の促進に資するようオープンデータ等による公共データのインターネット公開を進めていく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

栃木県産業労働観光部産業政策課内、各市町担当課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、必要に応じて知事や市町長にも相談した上で対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

① 栃木県産業技術センターの機能強化を図るため、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充について検討する。

② 広域的地域活性化基盤整備計画との連携

栃木県と隣接県が共同で観光振興及び地域活性化・周遊観光ネットワークの整備強化を図る。

③ 事業承継への支援

栃木県事業承継・引継ぎ支援センターや商工会・商工会議所等の商工団体、また金融機関等と連携しながら、円滑な事業の引継ぎができるよう支援していく。

④ スタートアップへの支援

ビジネスアイデアが固まっていない創業希望者に対する事業化に向けた相談か

ら、創業後のサービス等の改善に向けた助言など、専門家による伴走支援等により、スタートアップ企業の創出・育成に取り組む。

⑤ サービス産業に対する支援

コロナ禍やDX等、社会経済情勢の変化に対し、生産性の向上や高付加価値化に向け自らを改善し続ける企業の育成に取り組む。

⑥ 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

工作機械・産業用ロボット、半導体、航空機部品、蓄電池等の特定重要物資を取扱う企業が県内に一定数集積している状況を踏まえ、補助金等による関連企業の更なる誘致・集積や、技術開発等の支援策を検討する。

⑦ 人材確保・育成に向けた支援

産業技術専門校において、ものづくり分野の基礎技能の習得に加え、先進技術やI T・I o T等のデジタル技術に対応した人材を育成する。

また、とちぎ職業人材カレッジ（愛称：とちぎジョブカレ！）の運営を通じ、県内外の若者等がとちぎで優れた技術・技能を身につけ、自らが望む仕事に就き、活躍できるよう、専門学校等の人材育成機関への進学から就職までを一貫して支援する。

さらに、産業界と協力して設置した「とちぎ未来人材応援基金」を活用し、県内対象業種の企業に就職を希望する大学生等の奨学金返還を支援することにより、U I J ターンを促進し、県産業界を担う人材確保を推進していく。

⑧ 産業用地の確保に向けた支援

令和7年までに200haを目標とした産業団地整備を推進するとともに、地域未来投資促進法の土地利用調整制度を活用し、県内市町と連携の上、事業者のニーズを踏まえた産業用地確保に取り組む。

⑨ G X の促進支援

中小企業の製造工程脱炭素化の取組に対する支援や、脱炭素化に係る技術の育成支援、脱炭素関連技術・製品の活用促進、販路拡大、自動車産業の電動化等対応支援に取り組む。

⑩ D X の促進支援

生産性向上や新たなサービス創出に向け、各企業が保有するデータやオープンデータ等、多様なデータの活用や分析を可能とする「データプラットフォームの構築」を目指す。

また、ものづくり産業においては、A I・I o T・ロボットといった未来技術を活用し、県内企業のスマートファクトリー化に向けて、普及啓発から導入までを段階的に支援していく。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 地方創生関係施策	検討・運用	運用	運用

② 設備投資促進制度等の充実等	検討・運用	検討・運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 栃木県産業技術センターが有する研究成果、技術情報の情報提供	運用	運用	運用
② 公共データの民間公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 栃木県	運用	運用	運用
② 市町	運用	運用	運用
【その他】			
① 栃木県産業技術センターの機能強化	運用	運用	運用
② 広域的地域活性化基盤整備計画との連携	運用	運用	運用
③ 事業承継への支援	運用	運用	運用
④ スタートアップへの支援	検討・運用	運用	運用
⑤ サービス産業に対する支援	運用	運用	運用
⑥ 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援	検討・運用	検討・運用	運用
⑦ 人材確保・育成に向けた支援	運用	運用	運用
⑧ 産業用地の確保に向けた支援	検討・運用	運用	運用
⑨ G Xの促進支援	運用	運用	運用
⑩ D Xの促進支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、栃木県産業技術センター、(公財) 栃木県産業振興センター、県が設置・運営するとちぎ産業振興協議会(戦略3産業)、とちぎ未来技術フォーラム、とちぎ地域企業応援ネットワーク等の既存の産学官金等のネットワーク組織はもとより、(公財) 栃木県産業振興センターが設置・運営する本県中小企業の総合的な支援体制「とちぎ産業振興ネットワーク」等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮するだけでなく、相互に補完・連携しながら、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 栃木県産業技術センター

本地域のものづくり企業支援や地場産業振興の拠点であり、本所と4つの技術支援センター(繊維、県南、紬織物、窯業)で構成されている。研究開発、施設・機器の開放、依頼試験、技術相談、人材育成、後継者育成などの各種支援業務を展開し、県内中小企業等の新技術・新製品開発や技術高度化の支援、地場産業の振興において不可欠な役割を果たしている。

② (公財) 栃木県産業振興センター

産業界、学術研究機関、金融機関及び行政機関との連携のもと、多様な産業資源を活用し、高度技術の開発及び利用の促進、創業や新分野展開など新事業の創出促進、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的に推進しており、地域企業の経営基盤の強化、技術高度化、新たな事業活動の取組に係る総合的な支援において重要な役割を担っている。

③ とちぎ産業振興協議会(戦略3産業)

優れた技術や産業集積を強みとする「戦略3産業」(自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業)毎に設立した会員組織であり、協議会事業を通じて、ネットワークを構築するほか、人材育成・確保、研究開発、販路開拓などの支援を行い、本県産業の振興において重要な基盤となっている。

④ とちぎ未来技術フォーラム

ものづくり企業の成長を加速させる「未来3技術」(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)の新技術・新製品の開発や戦略3産業等への活用促進に向け、県内企業や大学、産業支援機関などの関係団体による会員組織であり、フォーラム事業を通じて、ネットワークを構築するほか、人材育成・確保、研究開発、販路開拓などの支援を行い、本県産業の更なる振興において重要な基盤となっている。

⑤ とちぎ地域企業応援ネットワーク

県、市町、商工団体、金融機関及び士業団体その他支援機関等、中小企業・小規模企業を支援する関係者が連携して支援策を検討・実施する態勢を整えるためのネットワーク組織を構築しており、企業の創業・成長・事業承継等、それぞれの段階における課題に即応した切れ目のない支援を、オール栃木体制で推進している。

地域金融機関等の地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に

については、関係支援機関の理解醸成を図りながら、今後、関係者間で調整・検討していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

栃木県は、清らかな水と美しい緑に満ちあふれ、雄大な山並みと広く豊かな大地に恵まれている。この健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくため、平成8年に栃木県環境基本条例を制定し、本条例に基づき人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、日常生活や事業活動のすべてにおいて、環境の保全に資する行動を実践することが求められている。

また、「栃木県環境基本計画」においては、日常の事業活動に伴う環境負荷の低減を図るとともに、創意工夫によって原料調達・生産・流通・販売・廃棄等サプライチェーン全体での環境負荷を低減した製品やサービスを提供することで、地域全体の環境負荷低減に大きな役割を果たすこと等が期待されている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる生活環境及び自然環境の適正な保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、環境負荷の低いエネルギーへの転換など脱炭素化の推進、さらには電力の自立化などレジリエンスの強化が期待されている。

また、事業者は環境に配慮した社会経済システムへの転換を図る上で重要な役割を担っており、従業員を対象とした環境学習の推進、地域社会の一員として積極的な環境保全活動への参加、学校や地域の環境学習への支援等を行う。

県は、県民や事業者の環境保全への取組を支援する。また、事業者に対して、環境保全協定を締結するなど、住民の理解を得る取り組みを行うよう指導を行う。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地などの区域、国内希少野生動植物の生息地（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

本計画の実施に当たり、これらの取り組みを実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

栃木県においては、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、平成17年3月に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、県、県民及び事業者がそれぞれ適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより、安全で安心なまちづくりを推進してきている。この結果、刑法犯の認知件数は平成15年をピークに令和4年まで19年連続で減少し戦後最少を更新したほか、平成13年に

17.4%の検挙率も、令和4年には42.4%にまで上昇している。

産業の集積促進及び事業活動の展開に当たっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づき、安全で安心なまちづくりに配慮することが重要である。

このため事業者は、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関し、県が実施する施策に協力するように努める。

(3) その他

① PDCA体制の整備等

本計画はプラン、15戦略及び成長戦略を踏まえ策定していることから、プラン及び15戦略に係るPDCAサイクルを用いたマネジメントをとおして行うこととする。

ア プランに基づいたマネジメント・評価方法（毎年実施）

- ・ 知事主宰の政策経営会議による、①現状評価及び課題抽出、②取組の実施方針の決定、③予算等への反映確認
- ・ プロジェクト毎に掲げる成果指標の進捗状況による評価
- ・ 県議会常任委員会（県政経営委員会）への現状評価等の報告

イ 15戦略に基づいたマネジメント・評価方法（毎年実施）

- ・ プランの評価方法に加え、外部有識者等（15名：産官学金労言）で構成する15戦略評価会議による①現状評価等に対する意見の聴取、及び②課題解決に向けた意見の聴取（いずれも公開）

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

【重点促進区域 1 (佐野市)】

重点促進区域 1 の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 1 のとおり

【重点促進区域 2 (足利市)】

重点促進区域 2 の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 2 のとおり

【重点促進区域 3 (佐野市)】

重点促進区域 3 の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 3 のとおり

【重点促進区域 4 (栃木市)】

重点促進区域 4 の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 4 のとおり

【重点促進区域 5 (栃木市)】

重点促進区域 5 の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 5 のとおり

【重点促進区域 6 (栃木市)】

重点促進区域 6 の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在してい

るため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 6 のとおり

【重点促進地域 7（市貝町）】

重点促進地域 7 の区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、物流産業や製造業等に関連した地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

別表 7 のとおり

（地区内における公共施設整備状況）

【重点促進区域 1（佐野市）】

本区域については、地区南側には国道50号、北側には県道佐野環状線、東側は市道 1 級 1 号線が隣接する地区となり、良好なアクセス性を有している。

また、道路、電気、水道等のインフラが整備されており、区域内に下水道処理場が含まれており、下水道の使用も可能となる。

【重点促進区域 2（足利市）】

本区域については、現状水道管は埋設されていないため、新規に水道管の埋設工事が必要となるが、区域東側の市道南大町荒金通り内の水道管及び国道50号北側の集落にある水道管より分岐工事が可能である。電気については、東京電力パワーグリッド㈱の山辺変電所が約1.3kmの地点にあり、変電設備の容量にはまだ余裕があるが、立地企業の供給状況により協議を要する。なお、下水道処理区域外であるが、浄化槽等により対応は可能である。

【重点促進区域 3（佐野市）】

本区域については、区域の中央を国道50号が東西に横断しており、良好なアクセス性を有している。

また、道路、電気、水道等のインフラが整備されており、区域内の一部には下水道も整備されているが、大部分が下水道処理区域外であるため浄化槽等により対応を行う。

【重点促進区域 4（栃木市）】

本区域については、佐野藤岡インターチェンジに隣接し、地区の北辺が国道50号に接している地区であり、良好なアクセス性を有している。

また、道路、電気、水道等のインフラは整備されている。なお、下水道処理区域外であるが、浄化槽等により対応は可能である。

【重点促進区域 5（栃木市）】

本区域については、佐野藤岡インターチェンジに近接し、地区内は国道50号沿いにあり、南北に主要地方道栃木藤岡線が隣接した良好なアクセス性を有している。

また、道路、電気、水道等のインフラは整備されている。なお、下水道処理区域外であるが、浄化槽等により対応は可能である。

【重点促進区域6（栃木市）】

本区域については、佐野藤岡インターチェンジに近接し、地区内は国道50号沿いにあり、良好なアクセス性を有している。

また、道路、電気、水道等のインフラは整備されている。なお、下水道処理区域外であるが、浄化槽等により対応は可能である。

【重点促進地域7（市貝町）】

本区域については、東側を通る県道に沿って水道が埋設されているが、工業用水は地下水の利用を考えている。電気については、市塙変電所が1.6 kmの地点にあるが、立地企業の供給状況により協議を要する。なお、下水道処理区域外であるが、浄化槽等により対応は可能である。

（地区内の遊休地等の状況等）

【重点促進区域1（佐野市）】

佐野市においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域2（足利市）】

足利市においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域3（佐野市）】

佐野市においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域4（栃木市）】

栃木市においては、一定規模以上の遊休地等は存在していない。

【重点促進区域5（栃木市）】

栃木市においては、一定規模以上の遊休地等は存在していない。

【重点促進区域6（栃木市）】

栃木市においては、一定規模以上の遊休地等は存在していない。

【重点促進地域4（市貝町）】

市貝町においては、遊休地等は存在していない。

（他計画との調和等）

【重点促進区域1（佐野市）】

重点促進区域として設定された区域については、国土利用計画佐野市計画において、工業用地については、北関東自動車道沿線、国道50号沿線等を活用して、工業、農業、観光

など産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和を図りながら、適正な土地利用を推進するとされ、佐野市都市計画マスタープランにおいて、土地利用の転換、調整を図るエリアとされている。

また、佐野農業振興地域整備計画書において、佐野市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向が高くなっている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策の中で、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会を形成し、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとされている。

佐野市産業振興基本計画において、国道50号などの交通優位性を活かし、地域活力の更なる向上を図るため、「土地利用転換検討エリア」内において周辺環境に配慮した土地利用の見直しによる、新たな産業用地創出に向けた開発候補地の検討を進めるとされており、また、民間活力の導入も視野に入れ、民間ノウハウを活用した整備方法についても検討を進めるとされている。

また、高速交通網の利便性や「佐野インランドポート」を有する強みを活用した総合物流拠点としての企業誘致に並行し、豊富な水資源、農地や森林、農林産物を活かせる「食品・環境・エネルギー」関連の新たな事業者の誘致や、栃木県の「戦略3産業」（自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業）及び「未来3技術」（A I ・ I o T ・ ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術）の誘致等も視野に、企業誘致に取り組むとされている。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域2（足利市）】

重点促進区域として設定された区域については、足利市都市計画マスタープランでは、山辺・矢場川・御厨地区におけるまちづくり方針・プロジェクトとして、国道50号沿線などにおいて、産業振興を目的とした土地利用の転換を検討するとしている。また、土地利用の方針として、①都市的土地利用ゾーンでは土地利用の転換を図るべく、国道50号沿線などにおいて、新たな産業系用地の検討を進めるとしている。

また、足利農業振興地域整備計画書では、農用地利用計画において、土地利用の構想の中では、南部は、東武鉄道や国道50号等の高い交通利便性及び両毛広域都市圏の中心という地理的優位性を背景にして、非農業的土地利用の需要が高い地域で、平成27年度には「あがた駅南産業団地」が市街化区域に編入され、さらに既存産業団地の周辺、広域交通道路、主要幹線道路、補助幹線道路沿線等で新たな産業系用地の検討や休憩・情報発信・地域連携・防災機能を有する多機能型駐車施設の整備に向けた取組も進められるとともに、今後は商業施設等の進出も期待されとしている。この新たな産業振興拠点及び地域複合拠点の形成による雇用・就業機会の創出は、人口減少に歯止めをかけ経済の活性化にも寄与すると考える。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 3（佐野市）】

重点促進区域として設定された区域については、国土利用計画佐野市計画において、工業用地については、北関東自動車道沿線、国道50号沿線等を活用して、工業、農業、観光など産業振興に必要な土地を確保し、周辺地域との調和を図りながら、適正な土地利用を推進するとされ、佐野市都市計画マスタープランにおいて、土地利用の転換、調整を図るエリア等とされている。

また、佐野農業振興地域整備計画書において、佐野市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向が高くなっている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策の中で、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会を形成し、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとされている。

佐野市産業振興基本計画において、国道50号などの交通優位性を活かし、地域活力の更なる向上を図るため、「土地利用転換検討エリア」内において周辺環境に配慮した土地利用の見直しによる、新たな産業用地創出に向けた開発候補地の検討を進めるとされており、また、民間活力の導入も視野に入れ、民間ノウハウを活用した整備方法についても検討を進めるとされている。

また、高速交通網の利便性や「佐野インランドポート」を有する強みを活用した総合物流拠点としての企業誘致に並行し、豊富な水資源、農地や森林、農林産物を活かせる「食品・環境・エネルギー」関連の新たな事業者の誘致や、栃木県の「戦略3産業」（自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業）及び「未来3技術」（AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術）の誘致等も視野に、企業誘致に取り組むとされている。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 4（栃木市）】

重点促進区域として設定された区域については、栃木市都市計画マスタープランの藤岡地域の部門別地域整備方針において、佐野藤岡インターチェンジ及び国道50号沿線等における産業系の土地利用は既存の法規制を踏まえながら、周辺の自然環境・住環境と調和した計画的な土地利用の誘導を図るとしている。

また、栃木農業振興地域整備計画書では、地域住民及び農業従事者の就業機会の拡充を目的として、高速道路インターチェンジを核とする佐野藤岡インターチェンジ周辺の利便性を活かし、地域経済の活性化や雇用の創出のために産業集積ゾーンに位置付け、産業・物流拠点としての基盤整備を進めるとしている。今後は、周辺の住環境や自然環境と調和した産業基盤の整備を図り企業立地を推進していく。

この新たな産業振興拠点及び地域複合拠点の形成による雇用・就業機会の創出は、人口減少に歯止めをかけ経済の活性化にも寄与すると考える。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 5（栃木市）】

重点促進区域として設定された区域については、栃木市都市計画マスタープランの岩舟地域の部門別地域整備方針において、国道 50 号等の幹線道路沿道で周辺環境や景観に配慮しながら地域の活力づくりや、働く場の確保などのため、産業系施設を中心とした計画的な土地利用の誘導を図るとしている。

また、栃木農業振興地域整備計画書では、地域住民及び農業従事者の就業機会の拡充を目的として、高速道路インターチェンジを核とする佐野藤岡インターチェンジ周辺の利便性を活かし、地域経済の活性化や雇用の創出のために産業集積ゾーンに位置付け、産業・物流拠点としての基盤整備を進めるとしている。今後は、周辺の住環境や自然環境と調和した産業基盤の整備を図り企業立地を推進していく。

この新たな産業振興拠点及び地域複合拠点の形成による雇用・就業機会の創出は、人口減少に歯止めをかけ経済の活性化にも寄与すると考える。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 6（栃木市）】

重点促進区域として設定された区域については、栃木市都市計画マスタープランの岩舟地域の部門別地域整備方針において、国道 50 号等の幹線道路沿道で周辺環境や景観に配慮しながら地域の活力づくりや、働く場の確保などのため、産業系施設を中心とした計画的な土地利用の誘導を図るとしている。

また、栃木農業振興地域整備計画書では、地域住民及び農業従事者の就業機会の拡充を目的として、高速道路インターチェンジを核とする佐野藤岡インターチェンジ周辺の利便性を活かし、地域経済の活性化や雇用の創出のために産業集積ゾーンに位置付け、産業・物流拠点としての基盤整備を進めるとしている。今後は、周辺の住環境や自然環境と調和した産業基盤の整備を図り企業立地を推進していく。

この新たな産業振興拠点及び地域複合拠点の形成による雇用・就業機会の創出は、人口減少に歯止めをかけ経済の活性化にも寄与すると考える。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進地域 7（市貝町）】

重点促進地域として設置された区域については、第 6 次市貝町振興計画（後期基本計画）において、主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパスを軸に、コンパクトシティ化およびネットワークの形成を図るとされ、市貝町都市計画マスタープランにおいて、周辺環境に配慮しながら、産業や研究開発機能の集積を図るエリアとされている。

また、市貝農業振興地域整備計画書において、今後の土地利用にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「第 6 次市貝町振興計画」の施策土地利用基本構想の展開や各種計画に配慮しつつ、快適で安全な町民生活の確保と活力ある農業農村振興を図るとされている。

本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

【重点促進区域1（佐野市）】

土地利用調整区域については、(1)の別表1において指定する国道50号から北の区域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、佐野市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際には佐野市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

佐野市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 2（足利市）】

土地利用調整区域については、(1) の別表 2 において指定する国道 50 号から南側かつ東武鉄道伊勢崎線より東側の区域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を断念することや立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、足利市には、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。土地利用調整区域を設定する際には足利市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

足利市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 3（佐野市）】

土地利用調整区域については、(1)の別表3において指定する区域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、佐野市には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際には佐野市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

佐野市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 4（栃木市）】

土地利用調整区域については、(1)の別表4において指定する国道50号から南側の区

域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を断念することや立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、栃木市には、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際には栃木市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

栃木市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

① 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 5（栃木市）】

土地利用調整区域については、(1) の別表 5 において指定する国道 50 号から沿線の区

域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を断念することや立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、栃木市には、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際には栃木市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

栃木市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 6（栃木市）】

土地利用調整区域については、（１）の別表 6 において指定する国道 50 号から沿線の区

域に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を断念することや立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、栃木市には、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された未利用地などの一定規模以上の遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際には栃木市及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

栃木市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 7（市貝町）】

土地利用調整区域については、(1) の別表 7 において指定する主要地方道宇都宮茂木線

芳賀・市貝バイパスの北側に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、市貝町には、売却されていない既存の工業団地や、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。土地利用調整区域を設定する際には市貝町及び栃木県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

市貝町の集団的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることや、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標などの地域計画の達成に支障が生じることがないようにするなど、集団的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。また、現在、本区域内において農地中間管理機構の管理権は存続していない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域1（佐野市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第10号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調

整は行わない。

【重点促進区域 2（足利市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第 34 条第 10 号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域 3（佐野市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第14号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域 4（栃木市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第10号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域 5（栃木市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第10号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域 6（栃木市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第 34 条第 10 号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進地域 7（市貝町）】

当該重点促進区域において市街化調整区域を含んでいないため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「栃木県基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

□ 促進区域 14市11町

- ・促進区域から除く区域
 - 自然環境保全地域 ■ 生息地保護区
- ・配慮する区域
 - 国立公園・県立自然公園
(鳥獣保護区内の特別保護地区、県自然環境保全地域を含む)
 - 特定植物群落
 - 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

・促進区域から除く区域

■ 自然環境保全地域 ■ 生息地保護区

・配慮する区域

■ 国立公園・県立自然公園

(鳥獣保護区内の特別保護地区、県自然環境保全地域を含む)

■ 特定植物群落

○ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地